

解 説 編

指定手続等の概要

NPO法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談(任意)

- ◎ 指定申出をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 指定を受けるための基準についてはP33～44をご確認ください。

申出書提出

- ◎ 札幌市に申出書を提出してください。
 - 申出様式については「様式集」P58～86をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 札幌市の担当者が法人事務所等にて実態確認等を行うこととなります。（条例19）
 - 確認させていただく資料（例）についてはP46をご確認ください。

審査委員会

- ◎ 札幌市控除対象特定非営利活動法人審査委員会に諮問します。
 - 審査委員会で、指定の基準を満たすこと等について説明していただく予定です。
 - 審査委員会で「指定相当」とされた法人について、指定条例案を議会に提出します。

市議会

- ◎ 指定条例案に、法人の名称、主たる事務所の所在地などを記して提出します。
 - 条例が可決されると、その日に指定NPO法人となります。

—指定NPO法人—

住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人として、札幌市の条例で法人の名称及び主たる事務所の所在地を定められたNPO法人をいいます（地方税法314の7）。

変更の届出

（P51 参照）

- ◎ 指定NPO法人は、法人の名称や定款の記載内容、役員の名・住所、代表者の氏名、市内の事務所の所在地、現に行っている事業の内容に変更があった場合には、その旨を記載した届出書を、市長に提出しなければなりません。（条例9）

情報公開

（P52～54 参照）

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款、指定等申出の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させるとともに、これらの書類の一部については、インターネットにより公開しなければなりません。（条例10）

役員報酬規程等の提出

（P49～50 参照）

- ◎ 指定NPO法人は、役員報酬規程等、助成金支給の実績及び海外送金等（200万円超）の提出書を市長に提出しなければなりません。（条例11）

1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続

(1) 指定を受けようとする場合

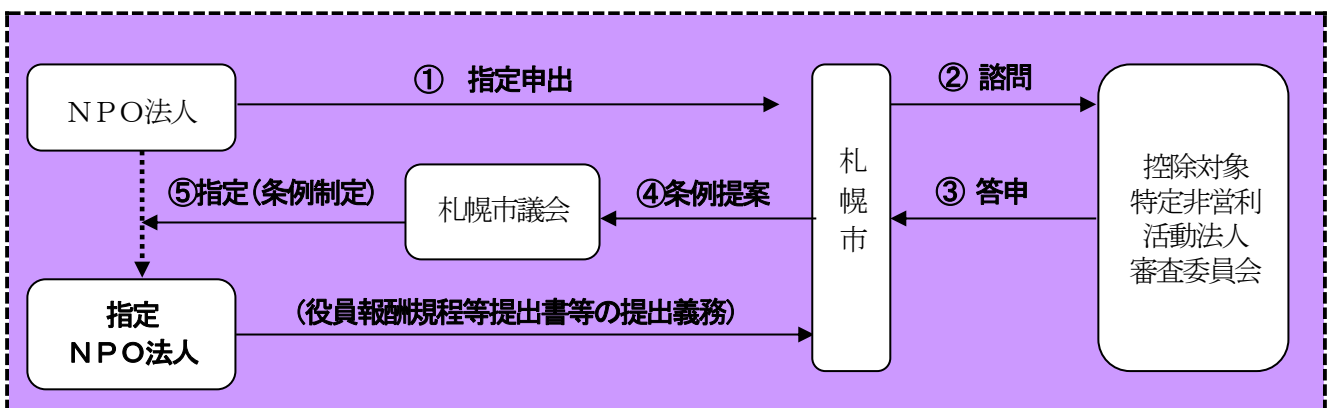
ア 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、条例で定めるところにより、次の①、②の書類を添付した申出書を市長に提出し、指定を受けることとなります（条例3）。

- ① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
（注）指定の各基準については33頁～42頁を、欠格事由については43頁～44頁をご覧ください。
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
（注）申出書及び添付書類については、様式58頁～86頁をご覧ください。

イ 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4（4））。

ウ 指定の有効期間は、市長による指定の日から起算して5年となります（条例8）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次の「(2)指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例8）。



(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

ア 指定の有効期間の更新を受けようとする指定NPO法人は、有効期間の満了の日の7月前の月の初日から4月前の月の末日までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申出書を札幌市に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例8）。

- ① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
（注）指定の基準については33頁～42頁を、欠格事由については43頁～44頁をご覧ください。
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
（注1）申出書及び添付書類については、様式58頁～86頁をご覧ください。
（注2）指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3）。

指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例8）。

(3) 指定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

ア 指定NPO法人等は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を札幌市に提出しなければなりません（条例

11)。提出する書類等の詳細は、49頁「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

《参考》

1 指定NPO法人等の名称等の使用制限

指定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に指定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の指定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（条例21）。

2 指定等の通知

市長は、NPO法人からの指定等申出について、指定又は指定の有効期間の更新が条例で可決されたときはその旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定又は指定の有効期間の更新手続をしないことを決定したとき、又は、指定又は指定の更新手続をしたにも関わらず、条例が可決されなかったときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります（条例7）。

3 指定の公示

市長は、指定NPO法人の指定等をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（条例7）。

（公示事項）

- ① 指定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地と市内の事務所の所在地
- ④ 指定の効力を生じた年月日
- ⑤ 現に行っている事業の概要
- ⑤ 個人市民税の税額控除の対象となる期間

5 協力依頼

市長は、条例の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の関係者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（条例19）。この規定により、市長が指定申出中のNPO法人や指定NPO法人等に対し、申出書の内容の確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参考1 (実績判定期間)

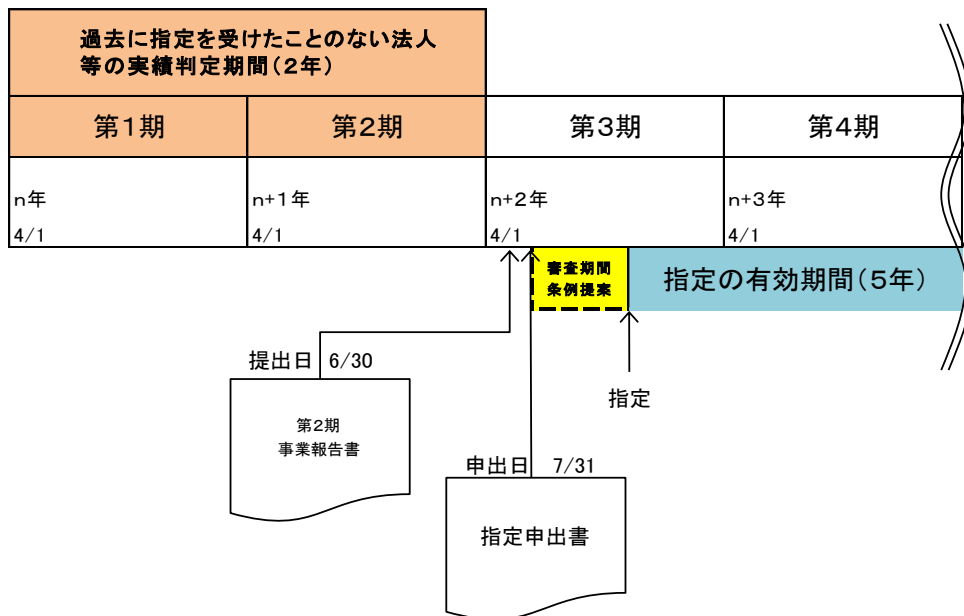
実績判定期間とは、指定又は指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人等の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例3）。

【具体例1】

《過去に指定を受けたことのない法人等の申出の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日
- 申出書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

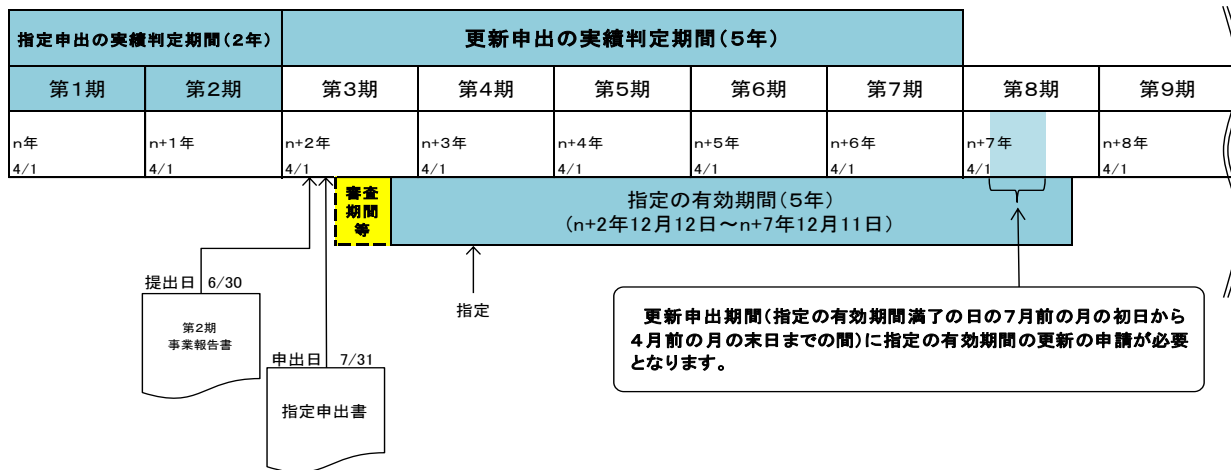
過去に指定を受けたことのない法人が申出を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

指定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 : n+2年7月31日
- 指定日 : n+2年12月12日
- 指定の有効期間 : n+2年12月12日～n+7年12月11日
- 更新申出期間 : n+7年5月1日～n+7年8月31日
- 更新の申出書の提出日 : n+7年8月1日



参考 2 (指定を受けるための申出書及び添付書類)

指定を受けるための申出書及び添付書類一覧

申出書・添付書類	
控除対象特定非営利活動法人申出書(規則様式1)	
1 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(P59~85)	
公益要件	【数値基準等】①から⑤までのいずれか1つの基準を選択してください。
	① 寄附者の数に関する基準
	第1表 指定基準適合表(寄附者の数に関する基準)
	② ボランティア従事者に関する基準
	第1表 指定基準適合表(ボランティア従事者に関する基準)
	③ 市民向け催物に関する基準
	第1表 指定基準適合表(市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定)
	④ 特定非営利活動に係る事業費に関する基準
	第1表 指定基準適合表(市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定)
	⑤ 北海道の指定
第1表 指定基準適合表(市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定)	
運営要件	【活動基準】特定非営利活動の発展性及び継続性に関する基準
	第2表 指定基準適合表(特定非営利活動の継続性及び発展性)
	第3表 指定基準適合表(活動対象基準)
	第4表 指定基準適合表(組織運営及び経理基準)
	第4表付表1 役員等の状況(組織運営及び経理基準)の補足書類
	第4表付表2 帳簿組織の状況(組織運営及び経理基準)の補足書類
	第5表 指定基準適合表(事業活動基準)
	第5表付表1 役員等に対する報酬等の状況(事業活動基準)の補足書類
	第5表付表2 役員等に対する資産の譲渡等の状況等(事業活動基準)の補足書類
第6表 指定基準適合表(情報公開基準)	
第7表 指定基準適合表(その他基準)	
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(様式2)(P86)	

※なお、札幌市所轄法人以外の法人は、上記に加え、実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、最新の役員名簿、最新の定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しが必要となります。

指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧

申出書・添付書類	
控除対象特定非営利活動法人申出書（規則様式1）	
1 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（P59～85）	
公益要件	【数値基準等】①から⑤までのいずれか1つの基準を選択してください。
	① 寄附者の数に関する基準
	第1表 指定基準適合表（寄附者の数に関する基準）
	② ボランティア従事者に関する基準
	第1表 指定基準適合表（ボランティア従事者に関する基準）
	③ 市民向け催物に関する基準
	第1表 指定基準適合表（市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定）
	④ 特定非営利活動に係る事業費に関する基準
	第1表 指定基準適合表（市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定）
	⑤ 北海道の指定
第1表 指定基準適合表（市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定）	
運営要件	【活動基準】特定非営利活動の発展性及び継続性に関する基準
	第2表 指定基準適合表（特定非営利活動の継続性及び発展性）
	第3表 指定基準適合表（活動対象基準）
	第4表 指定基準適合表（組織運営及び経理基準）
	第4表付表1 役員の状況（組織運営及び経理基準）の補足書類
	第4表付表2 帳簿組織の状況（組織運営及び経理基準）の補足書類
	第5表 指定基準適合表（事業活動基準）
	第5表付表1 役員等に対する報酬等の状況（事業活動基準）の補足書類
	第5表付表2 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（事業活動基準）の補足書類
第6表 指定基準適合表（情報公開基準）	
第7表 指定基準適合表（その他基準）	
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（様式2）（P86）	

（注意事項）

- 1 条例第11条第1項に基づき札幌市に提出した書類（役員報酬規程等提出書の書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません。
- 2 「指定基準適合表（組織運営及び経理基準）ロ」欄及び「指定基準適合表（その他基準）の1並びに3」欄の記載は必要ありません。

(参 考)

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 前事業年度の年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿（前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）

(注意事項)

上記書類については、法第 29 条の規定に基づき所轄庁に提出していることが指定基準の一つとなっています。

2 指定等の基準の概要

(1) 指定の基準の概要

指定NPO法人としての指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次の1から4までの基準に適合する必要があります（条例4）。

次表は指定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については33頁以降をご覧ください。

項 目	指定 基 準 の 概 要
1 基本的要件	市内に事務所を有し、市内で活動している。
2 公益要件 【数値基準等】	<p>下記①から⑤までの項目のうち、いずれかに適合している。</p> <p>① 寄附者の数に関する基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること。</p> <p>② ボランティア従事者に関する基準</p> <p>各事業年度の市内における特定非営利活動について、ボランティアとして従事した者の延べ人数が100人以上であること。（実従事者数10人以上。）</p> <p>③ 市民向け催物に関する基準</p> <p>各事業年度における特定非営利活動に関する市民を対象にした催物を年4回以上開催し、かつこれらの催物の参加者の延べ人数が100人以上であること。</p> <p>④ 特定非営利活動事業費に関する基準</p> <p>各事業年度における特定非営利活動に係る事業費の合計額が150万円以上であること。</p> <p>⑤ 北海道の条例で指定</p> <p>申出の前日において、北海道の条例で個別に指定されていること。</p>
3 公益要件 【活動基準】	<p>下記の事項を総合的に評価します。</p> <p>① 他の団体との協働</p> <p>特定非営利活動に係る事業を申出法人以外の団体と協働して実施する事業の実績又は見込みがあること。</p> <p>② 事業の継続性</p> <p>寄附金を充当する予定の特定非営利活動が、継続的に行われる見込みであること</p>

	<p style="text-align: center;">③ 寄附活動の継続</p> <p>寄附を集める活動を継続的に行った実績又は指定後に継続的に実施するための体制と手法があること</p>
<p>4 運営基準 (1) 活動の対象について</p>	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p>
<p>(2) 運営組織及び経理について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 \div 役員の数 $\leq \frac{1}{3}$</p> <p>② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 \div 役員の数 $\leq \frac{1}{3}$</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
<p>(3) 事業活動について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費 \div 総事業費 $\geq 80\%$</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 \div 受入寄附金総額 $\geq 70\%$</p>

(4) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ ①各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ②役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(5) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
(6) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(7) 設立後の経過期間について	指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

指定NPO法人等の上記基準のうち、2の①から④まで、及び4の基準は、実績判定期間において適合する必要がある、特に4の(2)、(3)のイとロ、(4)、(5)、(6)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定時まで適合している必要があります(ただし、実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(4)ロの基準を除きます。)

指定を受けた後に上記の基準に適合しなくなった場合には、市長は指定を取り消すことがあります。

(2) 欠格事由の概要

指定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません(条例6)。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については43頁～44頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は仮認定NPO法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該仮認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 5 暴力団の構成員等
(2) 指定等取消の日から5年を経過していない	指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。

(4) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(5) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(7) 次のいずれかに該当する	<p>NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準

指定NPO法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(4)の指定基準に適合する必要があります(条例4)。

(1) 札幌市内に事務所を有し、市内で活動する法人であること

(2) 公益要件(数値に関する基準)

次の①から⑤までのいずれかに該当すること

① 寄附者の数に関する基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること

(注1) 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

(注3) 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

$$\text{※【算式】} \quad \frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額} \times 12}{\text{寄附者の合計人数}} \geq 50 \text{人}$$

実績判定期間の月数

② ボランティア従事者に関する基準

実績判定期間内の各事業年度において、市内におけるその特定非営利活動について、ボランティアとして従事した者の延べ人数が100人以上であること(実人数10人以上)

※ ボランティア：無償で労力を提供したもの(法人の役員によるものを除く。社員は可。)で、実費相当の支給を受けるものを含む。

※ 延べ人数については、1日単位で計算。

③ 市民向け催物に関する基準

実績判定期間内の各事業年度において、その特定非営利活動に関する市民を対象とした催物を4回以上開催、かつ、これらの催物の参加者の延べ人数が、100人以上であること。

④ 特定非営利活動事業費に関する基準

実績判定期間の各事業年度における特定非営利活動に係る事業費の合計額が、150万円以上であること。

⑤ 北海道の条例で指定

指定NPO法人として指定を受けるための申出書を提出した日の前日において、北海道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること。

ただし、指定申出書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

※《算式》寄附者の数に関する基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること(条例4、規則3)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が50人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※ ボランティア従事者に関する基準

実績判定期間内の各事業年度において、市内におけるその特定非営利活動について、ボランティアとして従事した者の人数が100人以上であること(実人数10人以上)

(解説)

法人が公益性の高い活動を行い、市民から支持を受けていることを確認するための要件として、法人が実施する特定非営利活動へのボランティアの参加人数について基準を設定しています。基準とするボランティアの参加人数は、実績判定期間の各事業年度において100人以上の参加者(法人の役員を除く。)がおり、かつ、実人数が10人以上であることとしています。(条例4、規則3)

※ ボランティア…無償で労力の提供を行うもの。ただし、実費程度の支給を受けて行ったものを含む。

※ 対象とする特定非営利活動…法人が市民を対象として実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除く。

※ 市民向け催物に関する基準

実績判定期間内の各事業年度において、その特定非営利活動に関する市民を対象とした催物を4回以上開催、かつ、これらの催物の参加者の延べ人数が、100人以上であること

(解説)

法人が公益性の高い活動を行い、市民から支持を受けていることを確認するための要件として、市民を対象とした催物の開催回数及び当該催物への一般参加者数について基準を設定します。基準とする催物の開催回数及び一般参加者数は、実績判定期間の各事業年度において催物を4回以上開催し、かつ、各事業年度の一般参加者が100人以上いることとしています。(条例4、規則3)

※ 催物…セミナー、研修、講演会、相談会、その他イベント(コンサート、キャンプなどを含む)で広く一般の参加者を対象とし、原則、法人の主催又は共催により開催したもの

※ 一般参加者…法人の役員を除く、一般の参加者

※ 特定非営利活動の事業費に関する基準

実績判定期間の各事業年度における特定非営利活動に係る事業費の合計額が、150万円以上であること

(解説)

法人が公益性の高い活動を行い、市民から支持を受けていることを確認するための要件として、特定非営利活動に係る事業費の額について基準を設定します。基準とする事業費の額は、実績判定期間の各事業年度において、150万円以上であることとしています。

※ 北海道の条例で個別に指定された法人

指定NPO法人として指定を受けるための申出書を提出した日の前日において、北海道の条例により個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

(注) 指定申出書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

北海道の条例により指定を受けた法人とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例により定められている法人で、札幌市内に事務所を有し、活動を行う法人に限ります。

(3) 公益要件（発展性と継続性に関する基準）

次の事項を総合的に評価します。

次の①～③を総合的に評価し、特定非営利活動の発展性及び継続性が認められるもの。

- ① 市内においてその特定非営利活動を他の法人又は団体と協働して行う見込みがあること
- ② 特定非営利活動を5年以上継続的に行う見込みがあること
- ③ 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること

(解説)

(1) 基準について

公益要件に関する活動基準を満たすためには、①～③の要件を総合的に評価し、その特定非営利活動の発展性及び継続性が認められることとしています。

- ① 多様な地域課題の解決には、様々な活動主体の連携が重要であることから、行政、企業、地縁組織その他の団体と協働し、地域課題の解決に向けた取組など公共を担う活動が展開される見込みがあることを要件として定め、協定、共催、助成などの実績や今後の事業計画を踏まえて評価することとしています。

※対象とする協働事業…異なる団体同士が、共通の目的のために、役割分担を図りながら、対等の立場で協力し共に活動するもので協定書や契約書、覚書などで確認が可能な事業（連携協定、共催、事業協力など）

- ・行政との協働の実績又は見込み
連携協定、共催、指定管理、補助、委託、その他市長が認める事業（名義後援、表彰は原則除く）
- ・企業、大学、地縁組織、NPOその他団体との協働の実績又は見込み
連携協定、共催、補助、委託、その他市長が認める事業（公益の増進に資するものに限る）

(法人の役員が支配する団体との協働を除く。)

- ② 指定の有効期間が5年であることから、特定非営利活動が今後5年間、継続的に実施される見込みがあることを要件として定め、過去の活動実績や今後の事業計画、収支予算等を踏まえ評価することとしています。
- ③ NPO法人が積極的に寄附の募集に取り組むことは、条例個別指定制度の実効性を高めるとともに、NPO法人の活動基盤の充実や、寄附を通じた市民のまちづくり活動への参加の拡大につながるものであるため、寄附を集める活動を継続的に実施する見込みがあることを要件として定め、催事でのPRなどの実績や今後の事業計画を踏まえ評価することとしています。

※寄附を集める活動…直接、寄附を呼びかける活動のほか、報告会等によるPRなど間接的に寄附につながる活動も含む。

(2) 審査方法等

① 審査委員会

基準審査は、札幌市控除対象特定非営利活動法人審査委員会において、書類審査及びヒアリング等により実施します。

② 評価方法

基準審査は、次に掲げる項目に着目して行います。

審査項目	
他団体との協働	協働の実施見込み、具体性
	協働に係る特定非営利活動の公益性
	連携先団体との関わり及び連携の持続性
特定非営利活動の継続性	事業計画の実現性
	収支計画の妥当性
	特定非営利活動に対する市民のニーズ
寄附活動の見込み	寄附活動計画の妥当性
	活動PRに関する取組み
	市民の理解、応援の発展性

(4) 運営要件

次の①から⑦までのいずれにも該当すること

① 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること (法45①二)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の

合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

（注1） 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規11）。

① 当該申出に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申出に係るNPO法人の役員

（注2） NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（法規12）。

（注3） その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規13）。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 特定非営利活動促進法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は指定NPO法人である会員等（※1）が参加しているものに限り、）に対する助成

※1 平成20年12月1日前に特定公益増進法人の指定を受けた旧民法法人を会員等とする場合を含みます（法規附則3④）。

2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の指定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注）3③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

② 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

役員のうち親族関係を有する者等で構成する 最も大きなグループの人数	\leq	$\frac{1}{3}$
役員の総数 かつ		3
役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で 構成する最も大きなグループの人数	\leq	$\frac{1}{3}$
役員の総数		3

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を
受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(法規19)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(法規21)。

③ 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

総事業費

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

受入寄附金総額

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維

持している関係

- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

④ 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること(法45①五)。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 44②二）
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 44②三）
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法 54②三）
 - (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規 32①）。
 - 1 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 4 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 内閣府令で定める書類（法 54②四）
 - (注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。
- ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類（法 54③、④）

⑤ 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

⑥ 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

⑦ 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（条例6）

イ 役員のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する者がある

- ① 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ⑤ 暴力団の構成員等

ロ 指定の取消の日から5年を経過しない

ハ 認定等の取消の日から5年を経過しない

ニ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ホ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ヘ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ト 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません（条例6）。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は仮認定NPO法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ 認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ニ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ホ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

ヘ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ト 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

6 札幌市控除対象特定非営利活動法人審査委員会

(1) 概要

条例指定、指定の更新、指定の取消し、合併等の際し、基準に適合するか等について、市長の諮問に応じて、調査、審議を行い、意見を述べます。

(2) 構成

審査委員会は5人以内の委員で組織することとされており、①学識経験者、②会計・税務の専門家、③経済団体、④NPO法人中間支援組織、⑤NPO活動実務者に委嘱しています。

(3) 審査方法

原則、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施し、申出のあったNPO法人の事業内容等が基準に適合しているか審査を行います。

確認させていただく資料（例）

指定基準等の該当性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	数値基準、継続性及び発展性の基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	数値基準、継続性及び発展性の基準
		発展性及び継続性に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申出書等に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	数値基準、継続性及び発展性の基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容、参加者名簿等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	数値基準、継続性及び発展性の基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	数値基準(寄附者の数に関する基準、ボランティア従事者に関する基準、市民向け催物に関する基準 ※当該基準を選択した場合)の算出方法がわかる資料	数値基準
8	北海道の条例による指定を受けていることがわかる資料 ※北海道の条例による指定を選択した場合	数値基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申出書及び報告書等	継続性及び発展性の基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

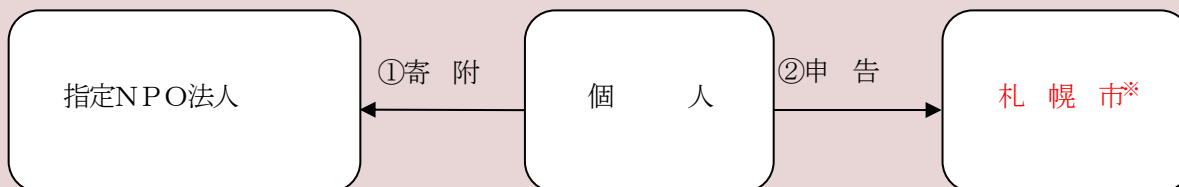
(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

7 指定NPO法人の税制上の措置

指定NPO法人にかかる税制上の措置とは、次のとおりです。

<個人市民税の寄附金税額控除>

個人から指定NPO法人に対する寄附金は、個人市民税の控除を受けることができます（地方税法第 314 条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 6\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

8 認定NPO法人の一部の要件に適合

<認定NPO法人のパブリックサポートテスト要件がクリア>

《パブリックサポートテスト（PST）要件》

NPO法人が、広く一般から支持され、公益性を有すると判断されるための要件です。

- ① 相対値基準：経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上
- ② 絶対値基準：3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- ③ **地方自治体が条例で個別に指定**

<認定NPO法人とは>

特定非営利活動促進法（NPO法）の基準に基づき認定されると、次のような税制上の優遇が受けられます。

- ① 個人が寄附をした場合：当該寄附金から2,000円を控除した金額に対し、40%が所得税から、6%が市民税から、4%が道民税からそれぞれ控除（最大で寄附金額の約50%が税額控除）
- ② 法人が寄附をした場合：一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が可能
- ③ 相続人が寄附をした場合：寄附をした相続財産が非課税
- ④ 当該NPO法人：みなし寄附金制度の適用

<認定NPO法人になるには>

欠格事由に該当せず、PST基準をクリアし、かつ、次の①～⑦の運営要件（法人の組織運営を判断する要件）を満たす必要があります。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満 | ④ 情報公開を適切に実施 |
| ② 運営組織及び経理が適切 | ⑤ 所轄庁に事業報告書等を提出 |
| ③ 事業活動の内容が適正 | ⑥ 法令違反、不正行為等がない |
| | ⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過 |